

## 就労系障害福祉サービスでの在宅利用の取扱い Q&A

Q1 対象となるサービス種別は何ですか。

A1 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）です。

Q2 在宅利用が認められたことを、受給者証で確認できますか。

A2 受給者証に「在宅利用可」を印字して、対象者あてに送付します。

Q3 今まで在宅利用であって、サービス更新時に市へ提出すべき書類は何ですか？

A3 現在も在宅利用であり、そのまま継続して、在宅利用の場合のサービス更新時には、「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用届出書（様式1）」「個別支援計画の写し」「日野市在宅利用スケジュール（様式2）」を市へ提出が必要です。

ただし、書類の提出をもって在宅利用のサービス更新を認めるわけではなく、提出書類の内容を精査したうえで更新の有無を決定します。

Q4 利用する事業所を変更した場合、どのような手続きが必要ですか。

A4 新規で在宅利用を希望される方と同様に、「日野市における就労系障害福祉サービスの在宅利用の取り扱いについて」の3在宅サービス利用の手順の記載のとおり手続きが必要です。

Q5 利用者の体調不良時はどのように対処したらよいですか。

A5 体調不良によって就労の機会の提供やその他在宅利用者が行う作業活動や訓練等のメニューが利用できる状態にない（精神疾患によるものも同様に）ということであれば、就労の機会を提供することが前提としてあるため、本来、基本報酬の請求は不可です。欠席時対応加算で算定できるかご確認ください。

精神疾患等による体調不良が続く場合には、医療機関や相談支援専門員と支援の内容について連携をとるようにしてください。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）  
（2（3）①アより）

Q6 臨時的な予定（介護・子育て・通院など）、一時的な台風や雪などの天候を理由として在宅利用をすることはできますか。

A6 できません。在宅利用日はその日の天気や利用者の臨時的な予定、事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用してください。